

事例番号:350059

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 3 日

19:00 陣痛開始のため入院

21:35 超音波断層法で羊水ホケットを確認できず

4) 分娩経過

妊娠 41 週 4 日

10:35- 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

13:37 頃- 胎児心拍数陣痛図で頻脈、サイソイダルパターンに類似する波形、反復する軽度から高度変動一過性徐脈を認める

15:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈が混在を認める

17:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、頻脈、高度遅発一過性徐脈、高度変動一過性徐脈を認める

18:17 児頭下降不良・胎児機能不全のため吸引分娩 2 回および子宮底圧迫法で児娩出

胎児付属物所見 臍帯付着部位胎盤の辺縁

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 4 日

(2) 出生時体重:2400g 台

- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.65、BE -32.5mmol/L
- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分3点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後15日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医2名、小児科医1名
 - 看護スタッフ:助産師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害、および胎盤機能不全の可能性が高い。
- (3) 胎児は、分娩第I期の終わり頃より低酸素・酸血症の状態となり、その状態が出生時まで進行したと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠41週3日入院以降の対応(内診、破水の診断、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 妊娠41週3日21時23分頃、胎児心拍数80拍/分までの5分間の遷延一過性徐脈を認めた際の対応(酸素投与開始、体位変換を繰り返したこと)は一

一般的である。

- (3) 妊娠 41 週 3 日 22 時 20 分から子宮口 9.5cm 開大の状況が持続し、妊娠 41 週 4 日 4 時頃、胎児心拍数陣痛図で遷延一過性徐脈を認める状況で連続モニタリングのもと、原因検索をせず、経過観察を行ったことは一般的ではない。
- (4) 妊娠 41 週 4 日 9 時 34 分に微弱陣痛と判断し、書面による同意を得て子宮収縮薬(オキシシ注射液)による陣痛促進としたことは一般的である。
- (5) 子宮収縮薬の開始時投与量(5%ブドウ糖液 500mL にオキシシ注射液 5 単位を溶解し 12mL/時間で開始)は一般的である。
- (6) 妊娠 41 週 4 日 13 時 37 分頃より頻脈、サインタールパターンに類似する波形、反復する軽度から高度変動一過性徐脈を認める状況で、子宮収縮薬(オキシシ注射液)の減量あるいは中止せず、増量し続けたことは基準を満たしていない。
- (7) 子宮収縮薬使用中に分娩監視装置による連続監視を行ったことは一般的である。
- (8) 妊娠 41 週 4 日 17 時 03 分以降、胎児心拍数波形異常(頻脈、基線細変動消失、軽度から高度変動一過性徐脈、遅発一過性徐脈)を認める状況で胎児心拍数波形レベル 4 と判読し経過観察したことは一般的ではない。
- (9) 胎児徐脈出現のため、子宮口全開大、児頭の位置 Sp+2cm の状況で、吸引手技 2 回および子宮底圧迫法を実施し娩出したことは一般的である。
- (10) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (11) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 重症新生児仮死のため当該分娩機関 NICU 管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読とその対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して習熟することが望まれる。
- (2) 子宮収縮薬投与中の注意事項や対応について、「産婦人科診療ガイドライン-産

科編 2020」に則して習熟することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。